

「（仮称）滋賀県特別支援教育推進計画（原案）」に対して 提出された意見・情報とそれらに対する考え方について

（１） 県民政策コメントの実施結果

令和7年12月22日（月）から令和8年1月23日（金）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「（仮称）滋賀県特別支援教育推進計画（原案）」についての意見・情報の募集を行った結果、県民等から13件の意見・情報が寄せられました。

また、同時に市町および関係団体等への意見照会を行い、61件の意見等が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

（２） 提出された意見・情報の内訳

項 目	件数	
	県民等	市町・団体
はじめに	1	
第1章 計画の考え方		
第2章 滋賀のめざす特別支援教育		2
第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題		21
第4章 今後の方向性と具体の施策	8	31
第5章 計画の進行管理と評価指標		1
その他	4	6
合 計	13	61

(仮称)滋賀県特別支援教育推進計画(原案)に対して 提出された意見・情報ならびに県の考え方および対応について

提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

No.	原案への意見			県の考え方
	頁	行	意見等(要約)	
はじめに				
1	1	21	○「障害の社会モデル」について、説明を設けるべきである。 理由:「障害の社会モデル」概念は、「合理的配慮」の考え方の基盤になるものである。この理解がないと、「社会参加を目的とする環境の調整」という大きな目的が抜け落ち、「合理的配慮」概念が矮小化される。「合理的配慮」概念は、学校のみならず、社会全体に要請されている概念であり、その大きな視点を持つためにも、「障害の社会モデル」概念の理解は必須である。	○ご意見を踏まえ、次のとおり、脚注に加筆します。 P50 脚注5「障害の社会モデル」 障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、個人の心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。そしてその社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという捉え方。障害者差別解消法や障害者権利条約の根底にあり、共生社会を実現するための重要な視点。
第1章 計画の考え方				
第2章 滋賀のめざす特別支援教育				
2	5		○基本理念が明確であり、「共に学ぶ」子どものめざす姿と、そのために不可欠な教育のめざす姿の視点がよく伝わった。	○ご意見として承り、今後の取組を進めてまいります。
3	5		○本計画が、特別支援教育を「すべての子どもたち一人ひとりの学びを支える教育」として捉え、「共に学ぶ」を地域で共に生きていく力の育成へと発展させている方向性は、全国的なインクルーシブ教育の流れや次期学習指導要領改訂の視点とも整合しており、高く評価できる。	○ご意見として承り、今後の取組を進めてまいります。
第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題				
1特別な支援を必要とする幼児児童生徒の状況				
4	7	10	○特別支援学校の児童生徒数の推移について、正確な表現にしてほしい。 ○増えている現状をもう少し根拠をつけて記載していただく方がよい。	○児童生徒数の現状については文部科学省の見解を参考にして記載しており、ご意見を踏まえ、当該箇所の表記を整理の上、一部修正し、次の通りの記載とします。 【修正後】P7 14行目 特別支援学校の児童生徒数が増加している要因としては、障害のある幼児児童生徒について、より適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育への社会全体の理解が深まるとともに、一人ひとりの障害に応じたきめ細かな教育や専門的な学びの場の選択の取組から、特別支援学校への評価と保護者の期待が高まり、入学者が増加したものと考えられます。

5	8	8	○特別支援学級の在籍児童生徒数や、通級による指導を受けている児童生徒数が増加している要因はどのように考察されているのか。	○ご意見を踏まえ、次のとおり加筆します。 P8 31行目 特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子どもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒の数が大きく増加しています。
6	9	上のグラフ	○高等学校における通級による指導の場がある学校数がグラフに反映されていない。	○高等学校における通級による指導を実施している学校は2校であると文章中に記載しており、表記については原文のままとします。
7	9	下のグラフ	○「公立小中学校の通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の状況」の折れ線グラフの数値を入れた方がわかりやすい。	○ご意見を踏まえ、グラフを修正します。 ・折れ線グラフの数値を明記
8	10	10	○「情報提供不足による無用な不安を招かないようにすることが大切です」という表記について、無用な不安という言葉は避けてはどうか。	○ご意見を踏まえ、表記を修正します。 【修正前】 情報提供不足による無用な不安を招かないようにすることが大切です。 【修正後】 就学先決定に向けて十分な情報提供を行うことが大切です。
9	10	12	○「校内教育支援委員会や市町教育支援委員会等」について、校内教育支援委員会は、必ずしも専門家の参画があるわけではなく注釈の表現と異なるため、「市町教育支援委員会や校内教育支援委員会等」としてはどうか。	○ご意見を踏まえ、表記を修正します。 【修正前】 校内教育支援委員会や市町教育支援委員会等 【修正後】 市町教育支援委員会や校内教育支援委員会等
10	11	6	○図について、滋賀県においては、特別支援学級の「言語障害」は含まれないのか。また、通級による指導の「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」は、「等」に含まれているのか。	○滋賀県における特別支援学級と通級による指導の設置状況を示したものであり、原文のままとします。
11	11	表注釈	○「注意欠陥多動性障害」の表記について、注意欠如多動性障害または注意欠如多動症に名称を変更してはどうか。	○文部科学省からの通知等に変更はなく、原文のままとします。
12	13		○各都道府県の特別支援学校に在学する生徒の障害の程度や雇用需要などは、考慮されての就職率か。この推進計画の社会的・職業的自立の実現やキャリア教育の箇所、全てにおいて、一般就労の就職率に重きを置いているような印象を受ける。	○就職率は、文部科学省の学校基本調査の項目であり、一つの指標として記載しています。表記は原文のままとしますが、すべての児童生徒の自立と社会参加をめざす進路実現となるよう、取組を行ってまいります。

13	15		○特別支援教育の対象者は、かなり複雑なキャリア教育が必要。進路選択や支援についての情報を、保護者に対して早期から提供できるチャンスがあればよい。	○ご意見は、具体的取組を進める上で参考とさせていただきます。
14	15	2	○特別支援学校高等部生の就職希望率と就職実現率を指標とした理由は書かれているが、グラフ自体の説明文があった方がよい。	○ご意見を踏まえ、次のとおり加筆します。 P15 5行目 就職実現率は高い水準を保っていますが、とりわけ令和4年度と令和6年度には3年生時に働きたいという意欲が高く、就職実現率が向上しています。各学校において働く意欲を高める取組の充実が求められます。
2本県におけるこれまでの取組状況				
15	16	グラフ	○作成率の説明がほしい。	○ご意見を踏まえ、次のとおり加筆します。 P17 1行目 計画の作成が必要な児童生徒数を分母として、実際に作成されている割合
16	17	21	○成果をまとめた実践事例等について学校に印刷物を配付したり、ホームページに記載した理由は。	○ご意見を踏まえ、次のとおり修正・加筆します。 成果をまとめた実践事例等については、各学校の取組に活用いただけるよう印刷物を作成し、県内市町教育委員会・学校に配付するとともに、滋賀県教育委員会のホームページに掲載しています。
17	18	11	○義務教育修了後、これまで積み上げてきた指導や支援等の引き継ぎについて、個別の教育支援計画(指導計画)を中心として、丁寧に引き継いでいきたいと考える。その中で、すべての高等学校への巡回指導員の派遣により、個別の指導計画等の作成率が上昇するとともに、切れ目なく指導・支援が継続されていくことを願っている。	○ご意見として承り、今後の取組を進めてまいります。
18	18	16	○高等学校特別支援教育支援員、高等学校特別支援教育巡回指導員の違い等がわからない。用語解説があるとよい。	○ご意見を踏まえ、次のとおり表記を修正します。高等学校特別支援教育巡回指導員については、18ページ22行目にて説明しています。 【修正前】 県立学校への特別支援教育支援員については、 【修正後】 P18 15行目 障害により特別な支援を必要とする生徒に対し、障害特性に応じたきめ細かな支援を実施するため、特別支援教育支援員を配置しています。

19	18		○高校現場では様々な企業が生徒の自己理解を促すAIを開発している。そのようなICTの活用も視野に入ると、教師の特別支援学校での経験がないとできない、という部分が払拭されるのではないか。	○ご意見は、具体の取組を進める上で参考とさせていただきます。
20	23	2	○しがしごと検定の協力企業担当者から、生徒本人や運営に対しての講評に加えて、企業としてどのような評価の工夫をされているかを知りたい。	○ご意見を踏まえ、次のとおり加筆・修正します。 P23 11行目 ・しごと検定での学びが「習慣」となって、生徒の成長につながることを願う。 ・検定で見ていると、挨拶ができる生徒が多い。挨拶ができる生徒は就職後定着しやすい。元気な挨拶は店に新しい風を吹かすことができる。 ・一つのことだけすればよいという働き方はない。いろいろなことをできるようになってほしい。 ・緊張しながらもよく練習してきている様子が見受けられる。 ・接客は難しい分野だと思う。直接お客様にかかわるため、スムーズな作業に加えて表情なども必要である。 ・協力企業として関わることで特別支援学校への理解を深め、障害者雇用につながった。 ・本人がやりたい仕事、保護者がしてほしい仕事と本人の特性に応じた得意分野は必ずしも一致するとは限らない。就職をめざすなら、できるだけ1年生から取り組み、自分で適性に気づかせてあげてほしい。
21	24		○大学での専門性(免許取得)が採用後に生かされているか、採用後の勤務校の実情もあり、中長期的な育成ができそうで難しい面がある。小中学校で特別支援学級の担任を専門的に担う教員という任用があっても良いかも知れない。ただ、個人の意見としては通常学級担任を経て、特支担任を担うことがベターであると考えている。	○ご意見は、具体の取組を進める上で参考とさせていただきます。
22	25	24	○特別支援学校在籍児童生徒にとって、副籍は年1, 2回の交流でメリットがあるのか。一方で交流回数を増やすと特支学校の担当者や担任の負担も激増するし、様々な学習計画にも支障が出る。小・中学校の特別支援学級、特に肢体不自由や弱視、難聴、病虚弱に在籍する子どもが、専門的な支援の充実を目指して特別支援学校にも籍を置くという形態は難しいのだろうか。	○副籍制度の希望者は年々増加しており、今後も持続可能な方法で継続して取り組んでまいります。(P40 観点④) 特別支援学級に在籍する児童生徒への専門的な支援については、特別支援学校のセンター的機能を活用いただいています。(P33,34 観点①) ご意見は、具体の取組を進める上で参考とします。

23	27	4	<p>○「平成28年 県特別支援教育支援委員会の設置」の経緯の説明を記載してはどうか。県就学指導委員会の機能見直しにより設置されたという内容と市町設置の教育支援委員会との機能の違いを、記載されるとよい。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、次のとおり脚注に加筆・修正します。</p> <p>P51 項目9 障害のある子どもの就学先決定は市町教育委員会がその役割を担っている。個々の子どもについて、障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、専門家の意見を聴くなどして、総合的に判断する必要があるため、医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家からなる「教育支援委員会」が設置されている。 滋賀県教育委員会においては、従前の就学指導委員会の機能を見直し、平成28年に教育支援委員会を設置し、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援について助言等を行っている。</p>
24	28	6	<p>○令和3年度「児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携による取組（協定の締結）」について、策定の経過や、協定を活用することによって県立高等学校と市町とが連携をとりやすくなっていることの説明があるとよい。（協定の活用により、県立高等学校において、在学中に市町の関係機関との連携が進められ、在学中からの支援につながっている。）</p>	<p>○ご意見を踏まえ、次のとおり脚注に加筆します。</p> <p>P53 項目18 県立学校へ進学した児童生徒のうち、特別な支援を必要とする者が、切れ目のない支援を受けられるよう、市町・市町教育委員会・県・県教育委員会の四者で協定を締結し、県と市町、教育委員会と福祉部局の枠を超えて、支援を必要とする児童生徒の情報を共有し、連携した支援を行う取組を実施している。 令和3年度14市町、令和4年度4市、令和5年度1市と協定を締結。（全19市町と締結）</p>
3本県における課題				
第4章 今後の方向性と具体の施策				
柱1－観点① 個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実				
25	33	19	<p>○「学習上または生活上の困難を克服できるよう」との表記について、「本人の得意や長所を生かし」を入れてほしい。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、次のとおり加筆します。</p> <p>本人のもてる力を高め、学習上または生活上の困難を克服できるよう</p>
26	33	21	<p>○個別の教育支援計画および個別の指導計画について、作成率の向上に加え、授業改善や支援内容の見直しにどの程度活用されているかを重視する視点を、評価や運用に明確に位置付けてほしい。PDCAサイクルによる見直しや、校内外での共有・引き継ぎが実質的に機能することで、計画の目的がより確実に達成されると考える。</p>	<p>○ご意見は、具体的な取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>
27	33	24	<p>○低年齢からの一人一人の育ち・実態把握をその子にとっての教育的ニーズに結び付けられるよう、理解を深める必要性を感じる。特別支援学校のセンター的機能の有効活用ができればと考える。</p>	<p>○ご意見は、具体的な取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>

28	33	25 26	○「幼児の成長の土台となる力を育てるため、幼児一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じた指導が行われるよう、」との表記があるが、乳幼児期も日々成長している。文部科学省より幼稚園教育要領の改訂を踏まえて令和5年に作成された「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」を参考にしているかどうか。	○ご意見を踏まえ、次のとおり表記を修正します。 【修正前】 幼児の成長の土台となる力を育てるため、幼児一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じた指導が行われるよう、 【修正後】 P33 27行目 生きる力の基礎を培うため、様々な体験や集団での生活の中で、幼児がどのように育ちつつあるのかを捉えながら、一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じた支援が行われるよう、
29	33	37	○特別支援学級での学びの充実に関して 個別の指導計画等の作成、活用を図っていくためにも、特別支援学級の学級編制基準を8人から6人に減らしたり、低学年と高学年を分けて学級編成するといった、個々の子どもに応じた指導がしやすい学級編成ができるように、県主導での取組を行っていただきたい。そうしたことにより、個に応じた指導、指導計画等の活用につながっていくと思う。	○特別支援学級の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数に関する法律」に規定されており、この基準に基づき編制されています。 ご意見は、今後の参考とします。
30	34	6	○ICT活用が第一ではなく、あくまで授業づくりにおけるユニバーサルデザインの視点の一部なのではないか。	○ICTの活用は授業づくりの重要な要素であり、多様な学びの手段であることから、原文のままとします。
31	34	21	○特別支援学級がない高等学校においてどこまでの「合理的配慮」が可能なのか。「通級による指導」については、充実・拡大に向けて、具体的にどのような内容を検討するのか明確にしてほしい。	○合理的配慮の提供は義務であり、高等学校においても個別の教育支援計画・指導計画に基づき、適切に行うべきものと考えます。 また「通級による指導」については、引き続き関係課で連携して進めてまいります。
32	34	25	○特別支援教育を推進するにあたり、園や小中学校においても、「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級づくりや授業づくり」の重要性を再認識しているところである。県立高等学校において、研究指定され実践された「学びのユニバーサルデザインを進めるためのチェックリスト」をぜひ活用させていただきたい。	○指定研究の成果物については、別途提供させていただきます。

33	34	29	○高等学校では、各市町で異なる様式の個別の指導計画や個別の教育支援計画が集まってくることで活用しにくいという声を聞く。県内市町の様式を統一する等高等学校で引き継ぎをスムーズに、活用しやすい形となるよう、県としても取り組んでいただきたい。	○総合教育センター作成の参考様式があり、必要に応じてご活用いただけます。ご意見は今後の参考とします。
34	34	31	○高校入学後⇒「気づき」⇒「支援計画作成」のプロセスは大切。特に、「気づき」に至るまでの生徒の見取りや理解・把握の段階が重要であるという認識が高校教員に一層求められる。その意味で、当該箇所を加筆いただいた意味は大きい。	○ご意見として承り、今後の取組を進めてまいります。
35	34	33	○関係機関の参画を推進するにあたり、県と市町の連携による協定の活用についても触れられては。	○ご意見を踏まえ、次のとおり加筆します。 個別の教育支援計画の作成・評価にあたり、「児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携による取組」に基づく協定も活用して、生徒本人・保護者等に加え関係機関の参画を推進し
36	34	38	○高校の通級指導に関して、自校通級の充実も図ってほしい。	○高等学校における通級による指導については自校通級の充実も含め、その在り方について研究・検討することとしています。
37			○通常学校で学ぶ発達障害の子どもたちの教育を障害特性にも配慮し豊かに保障するために、クラスの人数を20人程度に減らすことと、教育課程を見直しゆとりの持てる内容にしてほしい。	○ご意見は、今後の参考とします。
38			○強度行動障害の子どもへの手厚い教員配置を行ってほしい。	○ご意見は、今後の参考とします。
39			○幼児期から小・中・高へと切れ目ない支援の引き継ぎを目指すうえで、高校での特別支援教育の充実を取りあげていることに共感した。子どもたちが社会的・職業的に自立し、社会参加できるような社会生活能力の向上には、義務教育で引き継いできた指導・支援を活かしていくことが必須だと考える。	○ご意見として承り、今後の取組を進めてまいります。
40			○「学びの連続性」(保幼小中高)という視点で計画を実践していくことが重要である。	○ご意見として承り、今後の取組を進めてまいります。

柱1－観点② 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進				
41	36	9	○「小中高の一貫したキャリア教育の実施」との表記について、障害のある子どもにとって、自分らしい生き方を模索しながら、手ごたえを重ねながら将来が見えてくると読み取れる表現にしてはどうか。	○ご意見を踏まえ、次のとおり表記を修正します。 【修正前】 小中高の一貫したキャリア教育の実施 【修正後】 小中高を通じた体系的なキャリア教育の実施
42	36	9	○就労だけでなく、本人が夢をもった時に、夢を叶えるために不足しているスキルが何かを意識してこそ、スキル獲得につながる。生活スキルの獲得を、就学前から発達段階に合わせて少しずつ身に付けられるような取組を、観点②に盛り込んでもらいたい。	○ご意見の趣旨は、P36 観点②の「方向性」に記載があり、P33 観点①の具体の施策でも触れているため、原文のままとします。
柱2－観点③ すべての教職員の資質・専門性の向上				
43			○教職員に対して児童ごとに異なる特性について幅広い理解を促す研修の充実を希望。例えば化学物質過敏症などは、教室の匂い、服の匂いにも反応し学習に支障が出る。この症状はまだ世間的な認知が低い状況。まずは教職員の方の理解を深め、児童保護者などへ啓蒙願う。	○教員の専門性向上については、様々な分野の研修を実施しており、引き続き様々な特性の理解に努めてまいります。ご意見は今後の参考とします。
44			○教員の子ども理解の専門性を高めていくこと。そのために、教員の持ち時間数を減らして、子ども理解が深められる研修時間を確保したり、各校に研修のための予算を配分すること。	○教員の負担等も考慮しつつ、専門性の向上に取り組んでまいります。ご意見は、今後の参考とします。
45	38	12	○特別支援教育の充実において、管理職のマネジメント力が校内支援体制の質を左右する点を明確に示していることは重要である。一方で、校内委員会やケース会議、関係機関との連携等が過度な負担とならないよう、校務分掌や会議の整理、役割分担の明確化など、運用上の配慮を計画上に示してほしい。	○市町や学校の実情に応じた運用をお願いしているところです。市町教育委員会と連携した伴走支援に取り組んでまいります。ご意見は今後の参考とします。
46	38	29	○校種間人事交流の促進という点では架け橋期、園小の育ちや支援をつなぐ視点も大切にしたい。	○ご意見として承り、今後の取組を進めてまいります。

47	38	33	○「特別支援学級や通級による指導担当教員について、特別支援学校教諭免許状取得率の向上をめざす」とは、具体的にどのような施策か。現担任や担当者は、特別支援学校教諭免許状を有していない教員もいるが、特別支援教育士の資格を取得していたり、個人的に研修に参加したりするなど、専門性を高めるために積極的に学んでいる教員も多い。	○特別支援学校教諭免許状の取得率向上を目指して、具体的な取組を進めてまいります。ご意見は今後の参考とします。
48	39	2	○特別支援学校のセンター的機能は、どの程度の成果が上がっているのか。	○特別支援学校のセンター的機能については、小・中学校および高等学校に数多く対応しており、効果的に活用いただいています。
49	39	17	○すべての教員が特別支援学級の担任を経験できるのはよいことと考える。経験の浅い教員が担任を持つ場合、経験のある職員の下でOJTが積めることが必要である。	○ご意見は、具体的な取組を進める上で参考とさせていただきます。
柱2－観点④ 多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実				
50	40	13	○小学校への分教室設置に関して対象となる児童は、高校分教室と同様に自主通学ができる子どもに限定されるのでしょうか。また、設置数が少ないと居住地以外からの通学となり、共に地域で学び、生きていくことにならず、場だけの共有になる危惧があります。充実したインクルーシブ教育システムになるように各中学校校区に1つは分教室を設置していただきたい。	○小学校への特別支援学校分教室の設置は研究の段階であり、ご意見を参考としながら、引き続き研究を進めてまいります。
51			○医療的ケアの子どもへの通学支援の回数を抜本的に増やしてほしい。	○当該事業については、今後も持続可能な制度としていくために、送迎回数を含めた検証を行うこととしています。ご意見は、今後の参考とします。
52	40	25	○医療的ケアの必要な児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができるように、以前のように「地域で学ぶ」支援体制強化事業の対象者を、第22条の3該当者だけでなく、すべての医療的ケア児に拡大していただけないか。	○県の補助制度については、事業の趣旨を踏まえ、適宜見直しを図っているところです。ご意見は今後の参考とします。
53	41	2	○高校においては、「特別支援教育体制整備事業」により特別支援学校の支援を得ているが、当該事業の終了後も自走していけるよう「教職員の資質向上、マインドセット」についても具体的に検討・実施される必要がある。	○ご意見は、具体的な取組を進める上で参考とさせていただきます。

54	41	10~11	○校名変更については、特に「視覚」「聴覚」等の特別支援学校の歴史や背景も考慮して、慎重にあるべきと考える。	○様々なご意見を伺いながら検討を進めてまいります。ご意見は今後の参考とします。
柱3－観点⑤ 適切な就学相談の推進				
55	42	8	○「就学前から学校を卒業するまでの…指導・支援の充実を」とするのであれば、「保育・教育における連携(役割分担)の推進」として「保育」を含めることや、「教育相談・支援」を「相談・支援」に変更するなど、就学前の保育・教育も意識する必要があるのではないか。	○就学前から関係機関と連携し、適切な支援を提供することはP33 観点①、P44 観点⑥でも触れています。ご意見は、具体の取組を進める上で参考とさせていただきます。
56	42	12	○市町教育支援委員会等において、特別支援学校への就学が望ましいとの判断が示される場合であっても、本人及び保護者が地域の学校を就学先として選択するケースが想定される。こうした場合においても、就学選択を尊重しつつ、合理的配慮の適切な提供や人的支援の在り方について、学校現場が判断に迷わないよう、県として考え方や役割分担を整理し、計画に位置付けてほしい。これにより、本人の学びの保障と、学校現場における支援体制の持続可能性の両立が図られると考える。	○学びの場の選択とともに、就学後も県と市町が連携して適切な支援を行ってまいります。個別の対応については、引き続き特別支援学校のセンター的機能を活用いただけるものと考えています。ご意見は今後の参考とします。
57	42	19	○「知的障害の程度に関する統一指標」の活用には十分配慮が必要であるが、学校園がその指標を正しく捉え活用できるとより適切な就学相談に活かせるのではないかと考える。	○ご意見は、具体の取組を進める上で参考とさせていただきます。
58	43	3	○通常の学級の中でできる方策を十分検討した上で、段階的に検討できる就学相談システムについて、保育者や教職員、保護者と共に理解を十分に深めたいと思う。また、自立活動の必要性について、つけたい力やめざす姿の明確化を図りながら、段階的に検討していくことを支援委員会の中で丁寧に審議していきたい。	○ご意見として承り、今後の取組を進めてまいります。

柱3－観点⑥ 関係機関との連携による切れ目ない支援の充実

59	44	30	○個別の教育支援計画の作成・評価にあたっては、「生徒」本人だけでなく、できる限り「児童」本人にも参画を推進したいと考える。つまり、対象者の発達段階や特性によって様々ではあるものの、可能な限り早い段階から、計画を「自分のこと」としてとらえ、自分自身がめざす姿を描き、自分に合った指導や支援の方法を支援者と共に模索することをめざしたい。	○ご意見として承り、今後の取組を進めてまいります。
60	44	37	○「困り感のある生徒に」との表記について、対象者を広げてはどうか。	○ご意見を踏まえ、次のとおり表記を修正します。 【修正前】 困り感のある生徒に 【修正後】 困り感のある幼児児童生徒に
61	44	40	○「学校運営協議会の設置により」との表記について、設置校が増えるため、「取組の充実」を加えてはどうか。	○ご意見を踏まえ、次のとおり表記を修正します。 【修正前】 学校運営協議会の設置により 【修正後】 学校運営協議会の設置および取組の充実により
62	45	5	○発達障害等により、二次的な障害や不登校・ひきこもりとなっている子どもたちがいる。そうならないための予防や改善のために特別支援教育の視点に立った支援は有効であることが多い。	○ご意見を踏まえ、次のとおり加筆・修正します。 P45 10行目 発達障害等により、二次的な障害や不登校・ひきこもりなどにつながらないように、早期からの予防や改善のために、合理的配慮の提供や関係機関の連携した支援を促進します。
63	45	18	○「ハローワークや働き・暮らし応援センター等を活用した進路学習を行うなど在学中から連携し、卒業後も就労の定着やその後の支援につながるよう、関係機関と情報共有を図ります」との表記について、ハローワークや働き・暮らし応援センターの役割は、在学中は学校との連携にとどまるため、「学校が生徒の適切な就労支援を行うために、ハローワークや働き・暮らし応援センター等と連携し、卒業後も適宜情報共有しながら就労の定着を図ります」としてはどうか。	○ご意見を踏まえ、次のとおり表記を修正します。 【修正前】 ハローワークや働き・暮らし応援センター等を活用した進路学習を行うなど 在学中から連携し、卒業後も就労の定着やその後の支援につながるよう、関係機関と情報共有を図ります。 【修正後】 P45 21行目 ハローワークや働き・暮らし応援センター等との情報共有により、卒業後の就労の定着やその後の支援につながるよう、関係機関と十分な連携を図ります。

第5章 計画の進行管理と評価指標				
64			○計画そのものをいかに現場の教職員に周知・共有し、「県としての取組」にしていくか、また進捗状況や課題・成果をどのように確認して進めていくかなど、バックワード的な視点で考える必要がある。	○ご意見は、具体的取組を進める上で参考とさせていただきます。
その他				
65	52	用語解説 16	○用語解説の「合理的配慮」の説明に「障害の社会モデル」との関連を記述すべきである。理由：原案では「合理的配慮」の真の目的が伝わらない。「合理的配慮」は、障害者の社会参加、共生を目的とし、障害者の人権を保障するために、変えるべきは個人ではなく、社会・環境・制度等であるという、「障害の社会モデル」に立脚した考え方である。こうした深い理解がなければ、「合理的配慮」の目的と方向を見失う恐れがある。	○ご意見を踏まえ、次のとおり加筆・修正します。 【修正前】 合理的配慮は、障害者の権利に関する条約において提唱された新たな概念であり、…「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」と定義されている。同時に…合理的配慮の決定に当たっては、各学校の設置者及び学校が、体制面、財政面をも勘案し、均衡を失した又は過度の負担について個別に判断することとなる。 【修正後】 P52 脚注16「合理的配慮」 障害のある人は日常生活・社会生活において生活しづらい場合がある。このような場合に、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示された時には、負担が重すぎない範囲で対応することが求められる。学校においては、「障害のある子どもが、障害のない子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」と定義されている。
66			○養護学校の知的障害クラスについて、発達のレベルで2つのクラスに分けているものを3つにしたい。更に学習要素を取り入れたクラスを設け、各児童の発達状態に合わせた学習を行なってほしい。支援学級と支援学校がよりシームレスに行き来できる効果が期待できる。	○学校の教育課程については、児童生徒の実態や学校の実情に応じて、各学校で編成・運用しています。 ご意見は今後の参考とします。
67			○学校での生活は大きな学びの場所。長期休暇中も登校できる選択肢を用意いただきたい。	○学校の教育課程については、児童生徒の実態や学校の実情に応じて、各学校で編成・運用しています。ご意見は今後の参考とします。
68			○見守りカメラの設置増設を希望。児童7人に対して3人の先生がついている、児童全てに目が行き届く訳ではない。カメラ映像が問題発生時の解決の糸口となる。	○防犯や安全上の観点から、各学校において実情に応じて対応しています。ご意見は今後の参考とします。

69	5	14	○「そのためには」の「は」は不要では	○「そのためには」の前後の関係性を強調しており、原文のままとします。
70	12	グラフ	○「専修学校・各種学校」「職業能力開発校」「児童福祉施設」のグラフが重なっていて見づらい。	○ご意見を踏まえ、グラフを修正します。 ・特別支援学校高等部、高等学校、その他に分類
71	22	グラフ	○受検者数(全体)の数値が棒グラフの合計と合わないところがある。	○ご意見を踏まえ、グラフを修正します。 ・折れ線グラフをなくし、 <u>積み上げに修正</u>
72	24	8	○「教員採用選考試験の出願資格に特別支援学校教諭免許状を必須化」との表記について、すべての校種ではなく、校種を示すべき。	○ご意見を踏まえ、次のとおり表記を修正します。 【修正前】 教員採用選考試験の出願資格に特別支援学校教諭免許状を必須化 【修正後】 県立特別支援学校の教員採用選考試験の出願資格に特別支援学校教諭免許状を必須化
73	30 34	16 5	○「できた」「わかった」経験との表記について、県教委幼小中教育課刊行物の表現と合わせてはどうか。	○ご意見を踏まえ、次のとおり表記を修正します。 【修正前】 「できた」「わかった」経験 【修正後】 P30 18行目、P34 5行目 「わかった」「できた」経験
74	31	18	○「支援に結びつけるための校内体制が十分整っていない状況です」との表記について、他の項目に合わせた表記を。	○ご意見を踏まえ、表記を修正します。 【修正前】 支援に結びつけるための校内体制が十分整っていない状況です。 【修正後】 支援に結びつけるための校内体制の整備が課題となっています。